

令和 7 年 毎月勤労統計調査 地方調査結果

＝総合企画部統計課＝

【調査の概要】

1 調査の目的

この調査は、雇用労働者の雇用、給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、「毎月勤労統計調査規則」（昭和 32 年労働省令第 15 号）により実施される。

3 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 800 事業所を対象とする。

4 調査の時期

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）

5 調査の組織

国－県－事業所（事業所規模 30 人以上）
国－県－調査員－事業所（事業所規模 5 ～29 人）

6 調査の方法

常用労働者 30 人以上の事業所については、事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式（郵送

調査方式）、または電子情報処理組織により提出する方式（オンライン方式）としている。

常用労働者 5 ～29 人の事業所については、統計調査員が訪問して調査票を取集する方式、または電子情報処理組織により提出するオンライン方式としている。

7 調査事項

雇 用…常用労働者数、増加及び減少労働者数、
うちパートタイム労働者数
給 与…きまって支給する給与（所定内給与及び
所定外給与）、特別に支払われた給与
労働時間…所定内労働時間、所定外労働時間、出勤
日数

8 用語の解説

(1) 現金給与

賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が常用労働者に通貨で支払うもの。税込の総支給額（労働者が負担すべき所得税、住民税、社会保険料などを含めたもの）。

① きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって算定され支給される給与のことである。基本給・本俸のほか、家族手当、業績手当、奨励加給などを含む。

② 所定内給与

きまって支給する給与のうち、所定外給与（超過労働給与）を除いたものをいう。

所定外給与とは、きまって支給する給与のうち、所定労働時間を超えて提供した労働に対して算定される給与及び深夜労働（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）を事由として追加算定される給与のことである。超過勤務手当・時間外勤務手当・残業手当、休日出勤手当、深夜手当などがこれに該当する。

③ 特別に支払われた給与（特別給与）

現金給与のうち、「きまって支給する給与」を除いた部分である。

- (ア) 賞与
- (イ) ベースアップが行われた場合の差額追給分
- (ウ) 3 か月を超える期間で算定される現金給与
- (エ) 臨時に支払われた現金給与

④ 現金給与総額

「きまって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」との合計額をいう。

(2) 実労働時間

労働者が使用者の指揮監督下にある労働時間のことであって、病休、有給休暇の取得、欠勤、操業・営業時間の短縮による自宅待機など、給与の算定の有無、理由の如何を問わず、実際に当該事業所の事業活動に従事していない時間は含めない。

① 所定内労働時間

労働契約締結の際に明示される事業所で就業すべき時間帯の範囲内での労働時間のことである。

② 所定外労働時間

労働契約締結の際に明示される就業すべき時間帯(所定労働時間)の範囲外での労働時間のことで、いわゆる残業、休日出勤、早出のことである。

③ 総実労働時間

「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計をいう。

(3) 出勤日数

労働者が使用者の指揮監督の下で事業活動に従事するために、事業所に出勤し、就業した日数である。1 時間でも就業すれば 1 出勤日とする。

(4) 常用労働者

期間を定めずに、または 1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

① 一般労働者

正規従業員、正社員または正職員等のことである。

② パートタイム労働者

常用労働者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- (イ) 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

【利用上の注意】

1 調査結果の数値

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして、岐阜県内の常用労働者 5 人以上を雇用するすべての事業所に対応するよう復元したものである。

2 標本事業所の抽出替えに伴う調査結果の接続について

事業所規模 30 人以上の抽出方法は、従来の 2 ～ 3 年に一度行う総入れ替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成 30 年から変更した。

これによる、賃金及び労働時間指数とその増減率は、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。

常用雇用指数とその増減率は、令和 6 年 1 月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。

3 その他

(1) 指数の基準時更新について

令和 4 年 1 月分結果から、賃金、労働時間及び雇用指数は令和 2 年平均を 100 とする令和 2 年基準を使用。これに伴い、令和 3 年 12 月分までの指数も令和 2 年平均が 100 となるように改訂した。

ただし、令和 3 年までの前年比などの増減率は、平成 27 年基準指数で計算したものをそのまま用いており、令和 2 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

(2) 公表除外産業について

統計表中、調査事業所が少ない次の産業については、秘密保護のため公表を除外した。

- ① 鉱業、採石業、砂利採取業
…「調査産業計」に含めて算定
- ② はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業
…「製造業」に含めて算定
- ③ その他の事業サービス業
…「サービス業（他に分類されないもの）」に含めて算定

なお、年平均結果においては、各月の集計事業所数の総計を 12 で割り、その商が 2 以下の産業分類については秘匿扱いとした。